

要 請

平成29年2月4日0時5分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

北海道電力株式会社から泊発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・PAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- ・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・UPZに該当する町村の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

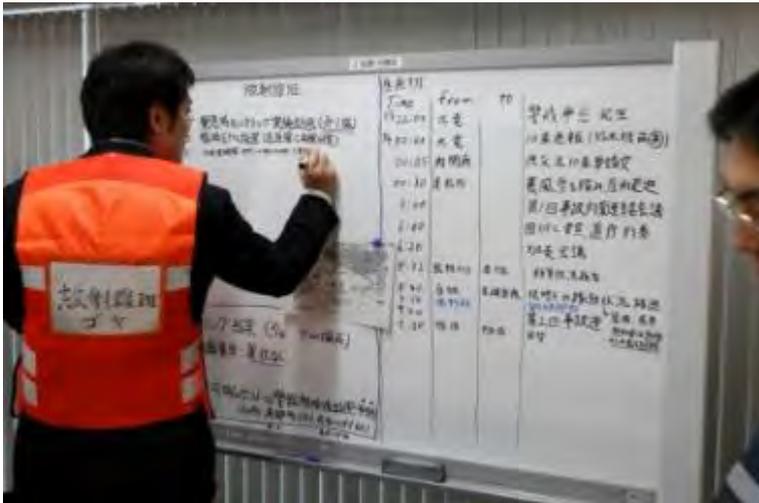
PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

暴風雪（猛吹雪や交通障害）との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、暴風雪からの安全確保を優先）に基づく要請文

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- ・PAZの地方公共団体は、PAZに該当する町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。



放射線班の活動



総括班の活動



実動対処班の活動



医療班の活動



第2回現地事故対策連絡会議傍聴



原子力防災専門官による状況把握



モニタリング対策官による状況把握



PC-TV会議による情報共有

避難の対象となる住民への措置

北海道電力株式会社泊発電所から概ね5 km圏内（P A Z）における全ての住民（暴風雪警報により屋内退避を継続している施設敷地緊急事態要避難者を含む）を対象に、避難を実施（対象：2町村2,905人）

< 避難に際しての基本的考え方 >

- 1 暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となるおそれがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、原子力災害に係る避難行動等の以下の対応をとること。

【泊村】

- 1 泊村の住民は、安定ヨウ素剤を服用し、自家用車及びバスを使用し、一時滞在場所（札幌市南区体育館）を經由して、札幌市の避難先に避難する。
- 1 社会福祉施設（むつみ荘）の入所者は、黒松内町の社会福祉施設（黒松内つくし園）に避難する。

【共和町】

- 1 共和町の住民は、避難計画に定められたバス集合場所に集合し、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難用車両（バス）により留寿都村の避難先（兼一時滞在場所）に避難する。
- 1 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、福祉車両でP A Z圏外の放射線防護施設（みのりの里）へ移動し、屋内退避を実施する。

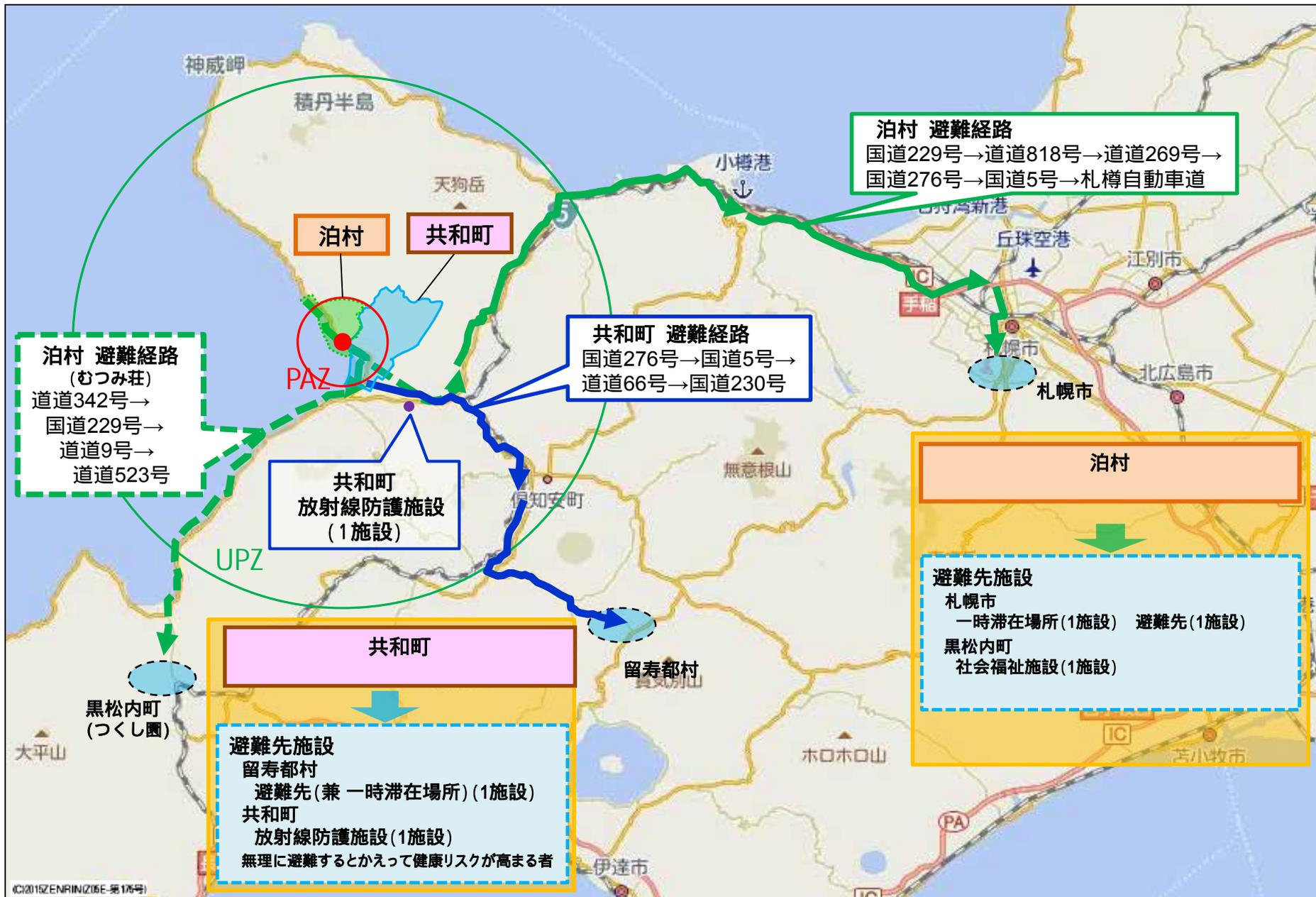
岩内町については、P A Z内に住民なし

屋内退避の対象となる住民への措置

- 1 北海道電力株式会社泊発電所から概ね30km圏内（UPZ）における住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施する。

全面緊急事態における避難の実施方針

資料67



指 示

平成29年2月4日9時45分

北海道知事 殿
泊村長 殿
共和町長 殿
岩内町長 殿
神恵内村長 殿
寿都町長 殿
蘭越町長 殿
ニセコ町長 殿
倶知安町長 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿
仁木町長 殿
余市町長 殿
赤井川村長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となっていることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・PAZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・UPZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

暴風雪（猛吹雪や交通障害）との複合災害時における原子力災害に係る避難等に関する基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、暴風雪からの安全確保を優先）に基づく指示文

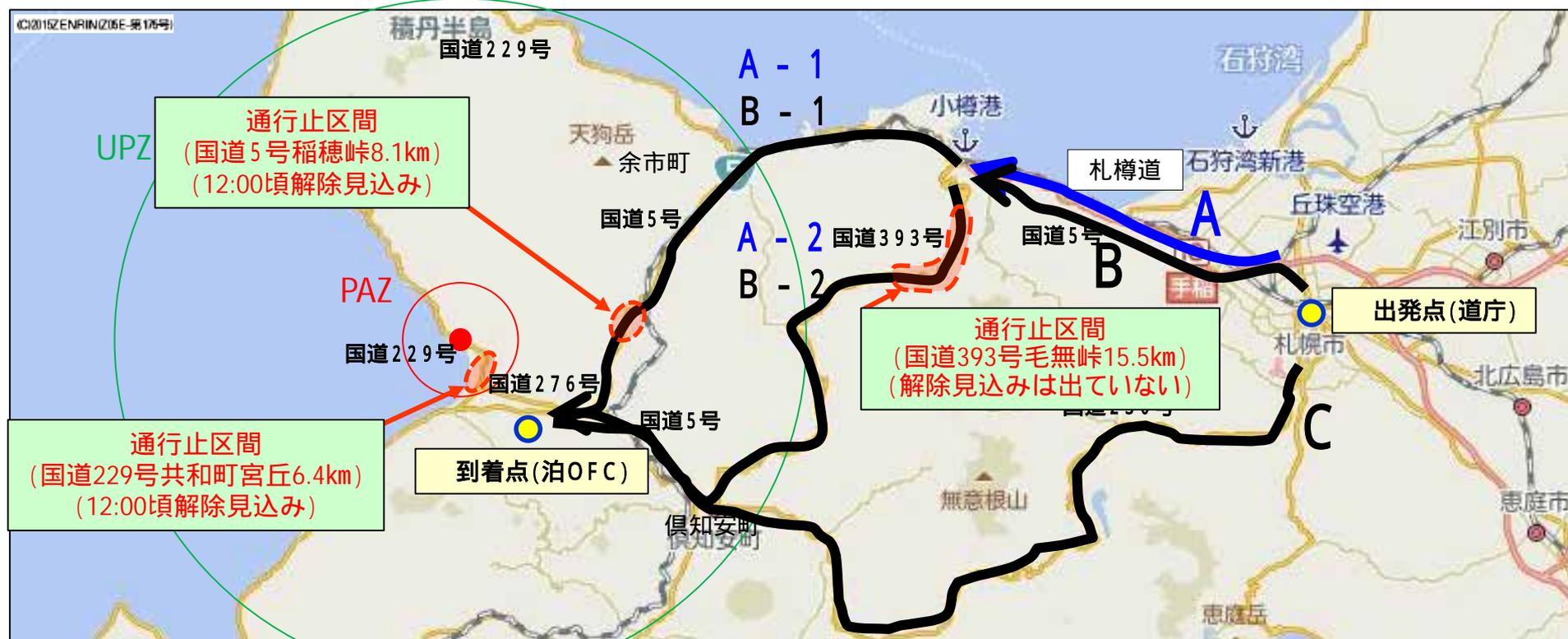
北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZ及びUPZに該当する町村においては、暴風雪警報が発表され、数年に一度の猛吹雪となる恐れがあることから、外出を控える等により、暴風雪に対する安全確保を優先すること。その上で、今後天候が回復するなど、暴風雪に対する安全が確保できる場合には、以下の原子力災害に係る避難行動等の対応をとること。

- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のPAZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZに該当する町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。

PAZ及びUPZに該当する町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

OFCへの移動要領の検討

資料69



経路	細部経路	所要時間(距離)	優先順	道路状況	選定案
小樽經由高速道 (A号)	A - 1: 道庁 ~ 札樽道 ~ 国道5号 ~ 泊OFC	116分(94km)		○(見込)	
	A - 2: 道庁 ~ 札樽道 ~ 国道393号 ~ 泊OFC	138分(112km)		×	
小樽經由一般道 (B号)	B - 1: 道庁 ~ 国道5号 ~ 泊OFC	146分(96km)		○(見込)	
	B - 2: 道庁 ~ 国道393号 ~ 泊OFC	168分(114km)		×	
中山峠經由一般道 (C号)	C: 道庁 ~ 国道230号 ~ 国道276号 ~ 泊OFC	145分(112km)		○	



原子力緊急事態宣言



第1回原子力災害合同対策協議会（P A Z避難、U P Z屋内退避の指示）



関係町村要員到着



関係町村要員との情報共有会議



EMCの活動



総括班の班内ミーティング